

コクサイ・ケイマン・トラスト ー

外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券
ユーロ建 ユーロヘッジクラス受益証券

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 8 期

(自 2018年 1 月 1 日)
(至 2018年12月31日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セクション（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第8期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

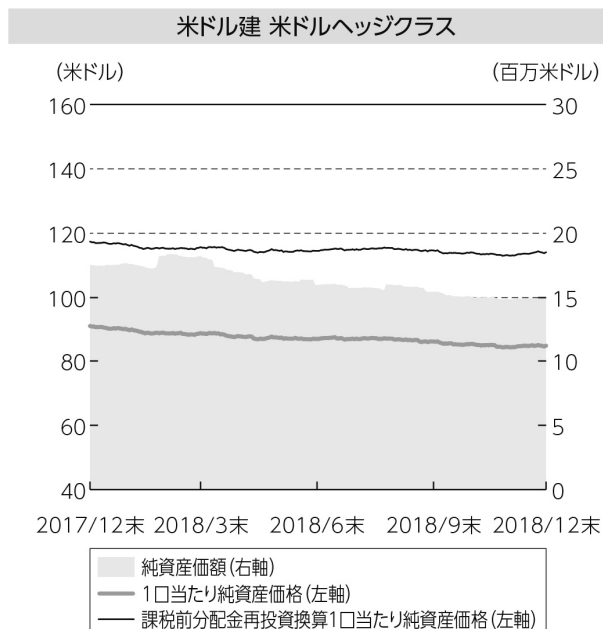
サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型	
信託期間	米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスは、2020年12月31日に終了します。 ただし、早期に終了する場合、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンドの受益者の決議により、その存続期間を延長する場合を除きます。	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、日本を除く世界の投資適格の信用格付（BBB－格相当以上）を有する社債およびソブリン債に主として投資を行うコクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス（F）（以下「投資先ファンド」といいます。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことです。	
主要投資対象	サブ・ファンド	コクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス（F）
	コクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス（F）	日本を除く世界の投資適格の信用格付（BBB－格相当以上）を有する社債およびソブリン債
サブ・ファンドの運用方法	ケイマン諸島籍の投資信託であるコクサイ・トラストのサブ・ファンドである投資先ファンドに投資することにより運用します。	
主な投資制限	サブ・ファンド	①サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ②原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ③サブ・ファンドは、原則として、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ④投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。
	コクサイ・トラストーワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドーWIGBF米ドルヘッジクラス（F）	①投資先ファンドは、エクイティ証券に直接投資してはなりません。エクイティに対する投資は、転換社債の転換、社債保有者に付与されたワラントまたはその他の新株引受権の行使、および新規社債の発行、債務不履行となった債券またはクラスアクション等に関連したエクイティの受領の結果として行われます。かかるエクイティに対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の15%以下とします。 ②投資先ファンドは、適格デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券のショート・ポジションも取得してはなりません。 ③投資先ファンドは、その純資産価額の10%を超える金額の借入れを行ってはなりません。 ④投資先ファンドは、その純資産価額の15%を超えて非流動資産に投資してはなりません。
分配方針	管理会社は、その裁量により、毎月15日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とします。）に、各クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができます。分配は、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われます。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

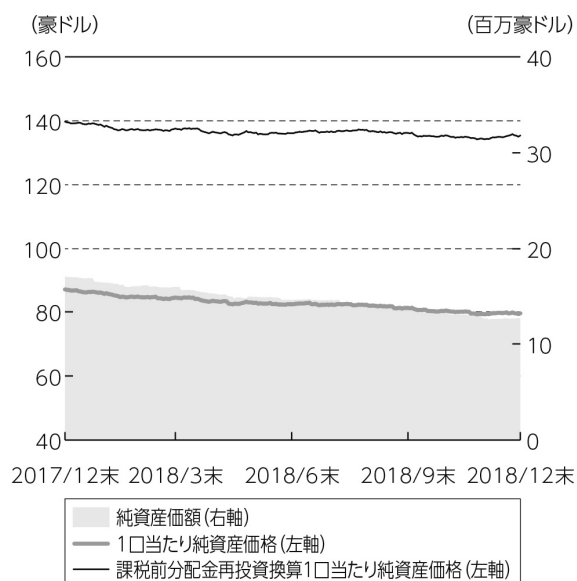


＜米ドル建 米ドルヘッジクラス＞

第7期末の1口当たり純資産価格	90.88米ドル
第8期末の1口当たり純資産価格	84.74米ドル
第8期中の1口当たり分配金合計額	3.60米ドル
騰落率	-2.82%

- (注1) 1口当たり純資産価格、純資産価額および騰落率は、評価日付で公表された1口当たり純資産価格、純資産価額およびこれらに基づき計算された騰落率を記載しており、サブ・ファンドの財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注3) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、運用開始日（米ドル建米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建豪ドルヘッジクラスについては2010年11月19日、ユーロ建ユーロヘッジクラスについては2012年10月19日）の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
- (注4) 騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。
- (注5) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注6) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注7) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

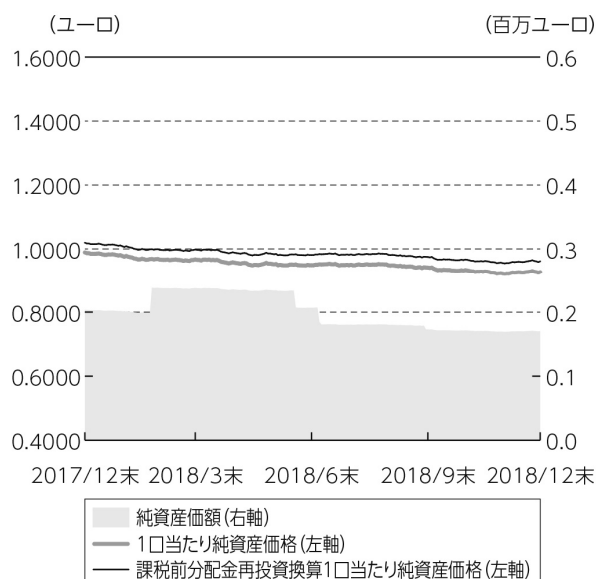
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス



<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

第7期末の1口当たり純資産価格	87.00豪ドル
第8期末の1口当たり純資産価格	79.54豪ドル
第8期中の1口当たり分配金合計額	4.80豪ドル
騰落率	-3.10%

ユーロ建 ユーロヘッジクラス



<ユーロ建 ユーロヘッジクラス>

第7期末の1口当たり純資産価格	0.9892ユーロ
第8期末の1口当たり純資産価格	0.9268ユーロ
第8期中の1口当たり分配金合計額	0.0060ユーロ
騰落率	-5.72%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・世界国債市場が、債券価格は下落したものの利子収入の積み上げが価格の下落分を上回り、トータルではプラスとなったことが、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・世界社債市場が、主要国国債の利回りが上昇したことやスプレッド（国債との利回り格差）が拡大したことなどによりマイナスとなったことが、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となりました。
- ・サブ・ファンドの管理報酬等や投資先ファンドに係る報酬等の費用を支払ったことが、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となりました。

■分配金について

当期（2018年1月1日～2018年12月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格 比率 ^{（注1）} ）	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^{（注2）}
2018／1／16	90.38	0.30 (0.33%)	－0.45
2018／2／15	88.60	0.30 (0.34%)	－1.48
2018／3／15	88.40	0.30 (0.34%)	0.10
2018／4／16	88.28	0.30 (0.34%)	0.18
2018／5／15	86.95	0.30 (0.34%)	－1.03
2018／6／15	86.95	0.30 (0.34%)	0.30
2018／7／17	87.03	0.30 (0.34%)	0.38
2018／8／15	86.86	0.30 (0.34%)	0.13
2018／9／18	86.01	0.30 (0.35%)	－0.55
2018／10／15	85.18	0.30 (0.35%)	－0.53
2018／11／15	84.44	0.30 (0.35%)	－0.44
2018／12／17	84.68	0.30 (0.35%)	0.54

（注1）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率（％）＝ $100 \times a / b$

a＝当該分配落日における1口当たり分配金額

b＝当該分配落日における1口当たり純資産価格＋当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

（注2）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額＝ $b - c$

b＝当該分配落日における1口当たり純資産価格＋当該分配落日における1口当たり分配金額

c＝当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

（注3）2018年1月16日の直前の分配落日（2017年12月15日）における1口当たり純資産価格は、91.13米ドルでした。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

(金額：豪ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2018／1／16	86.41	0.40 (0.46%)	－0.42
2018／2／15	84.58	0.40 (0.47%)	－1.43
2018／3／15	84.26	0.40 (0.47%)	0.08
2018／4／16	84.02	0.40 (0.47%)	0.16
2018／5／15	82.55	0.40 (0.48%)	－1.07
2018／6／15	82.45	0.40 (0.48%)	0.30
2018／7／17	82.40	0.40 (0.48%)	0.35
2018／8／15	82.07	0.40 (0.49%)	0.07
2018／9／18	81.16	0.40 (0.49%)	－0.51
2018／10／15	80.26	0.40 (0.50%)	－0.50
2018／11／15	79.46	0.40 (0.50%)	－0.40
2018／12／17	79.51	0.40 (0.50%)	0.45

(注) 2018年1月16日の直前の分配落日(2017年12月15日)における1口当たり純資産価格は、87.23豪ドルでした。

ユーロ建 ユーロヘッジクラス

(金額：ユーロ)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2018／1／16	0.9858	0.0005 (0.05%)	－0.0074
2018／2／15	0.9673	0.0005 (0.05%)	－0.0180
2018／3／15	0.9658	0.0005 (0.05%)	－0.0010
2018／4／16	0.9649	0.0005 (0.05%)	－0.0004
2018／5／15	0.9509	0.0005 (0.05%)	－0.0135
2018／6／15	0.9509	0.0005 (0.05%)	0.0005
2018／7／17	0.9522	0.0005 (0.05%)	0.0018
2018／8／15	0.9510	0.0005 (0.05%)	－0.0007
2018／9／18	0.9420	0.0005 (0.05%)	－0.0085
2018／10／15	0.9333	0.0005 (0.05%)	－0.0082
2018／11／15	0.9246	0.0005 (0.05%)	－0.0082
2018／12／17	0.9272	0.0005 (0.05%)	0.0031

(注) 2018年1月16日の直前の分配落日(2017年12月15日)における1口当たり純資産価格は、0.9937ユーロでした。

■投資環境について

●世界国債市場および世界社債市場の動向

当期の世界国債市場は、利回りが上昇（債券価格は下落）しました。米国では、税制改革による米国景気押し上げ期待が高まったことや、米国で発表された経済指標が概ね堅調であったことなどを背景に利回りが上昇しました。ユーロ圏では、英国の欧州連合（EU）離脱を巡る不透明感などを背景に投資家のリスク回避姿勢が高まったことなどから、ドイツなどで利回りは低下したものの、政治不安などを背景にイタリアなどで利回りが上昇し、ユーロ圏全体では利回りは上昇しました。当期の同市場は債券価格が下落したものの、利子収入の積み上げが価格の下落分を上回り、トータルではプラスとなりました。当期の世界社債市場は、主要国国債の利回りが上昇したことや、スプレッド（国債との利回り格差）が拡大したことなどがマイナスに影響し、下落しました。

■ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の投資適格の信用格付（BBB格相当以上）を有する社債およびソブリン債を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドの運用状況に関する説明です。

●投資先ファンドの運用状況

投資先ファンドでは、日本を除く世界の投資適格の信用格付を有するソブリン債および社債を主要投資対象とし、信用リスクの低減を図り、安定した利回りの確保を目指しました。基本投資比率は、ソブリン債25%、社債75%程度で、投資環境や流動性などを勘案し、±25%程度の範囲で投資比率の変更を行うことがあります。

当期末において、ソブリン債の国別配分では、米国などを比較的高位の組み入れとしました。また、社債のセクター配分では、銀行や消費財（非市況）セクターなどを高位の組み入れとしました。社債のスプレッドが拡大したことなどが、受益証券1口当たり純資産価格にマイナスに影響しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

●投資環境見通し

米中貿易摩擦問題による世界経済の先行き不透明感が高まる中、米連邦準備制度理事会（FRB）や欧州中央銀行（ECB）は金融緩和姿勢を強める可能性が高いと考えられます。米中貿易摩擦問題や、英国の離脱手続きの動向などの政治的なイベントを注視していく予定です。社債については、スプレッドの縮小余地はやや限定的であるとみられる中、当面はインカム収入を中心に底堅く推移すると予想されます。既発債だけではなく、投資妙味があると判断した新発債にも投資を行います。

●今後の運用方針

引き続き、投資先ファンドを通じて、主として世界の投資適格債に投資を行うとともに、サブ・ファンドの各クラスでは、取引対象通貨について為替取引が行われます（米ドル建 米ドルヘッジクラスを除きます。）。

投資先ファンドにおいては、セクター別では、安定的な収益が見込まれる公益セクターの銘柄などをポジティブにみています。一方、世界的に保護主義的な貿易政策への懸念が高まるなか、消費財（市況）セクターについては慎重なスタンスとしています。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要									
管理報酬	純資産価額の年率0.04%	管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。								
販売報酬	純資産価額の年率0.45%	販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。								
代行协会会员報酬	純資産価額の年率0.05%	代行协会会员報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、代行协会会员に支払われます。								
投資顧問報酬	純資産価額の年率0.38%	投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。								
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	<table><thead><tr><th>純資産価額</th><th>料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5億米ドルまでの部分について</td><td>年率0.05%</td></tr><tr><td>5億米ドル超10億米ドルまでの部分について</td><td>年率0.04%</td></tr><tr><td>10億米ドル超の部分について (最低年間45,000米ドル)</td><td>年率0.03%</td></tr></tbody></table>	純資産価額	料率	5億米ドルまでの部分について	年率0.05%	5億米ドル超10億米ドルまでの部分について	年率0.04%	10億米ドル超の部分について (最低年間45,000米ドル)	年率0.03%	管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払われます。
純資産価額	料率									
5億米ドルまでの部分について	年率0.05%									
5億米ドル超10億米ドルまでの部分について	年率0.04%									
10億米ドル超の部分について (最低年間45,000米ドル)	年率0.03%									
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受けます（最低年間5,000米ドル）	保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われます。								
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われます。								
その他の費用 (当期)	0.44%	サブ・ファンドの投資関連費用、運営費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、およびその他すべての管理費用として支払われます。								

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第8会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

＜米ドル建 米ドルヘッジクラス＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年12月末日)	9,851,000.05	1,101,834,356	100.00	11,185
第2会計年度末 (2012年12月末日)	15,027,425.45	1,680,817,537	103.97	11,629
第3会計年度末 (2013年12月末日)	7,374,582.39	824,847,040	96.73	10,819
第4会計年度末 (2014年12月末日)	7,304,634.82	817,023,405	98.29	10,994
第5会計年度末 (2015年12月末日)	18,346,337.70	2,052,037,872	92.84	10,384
第6会計年度末 (2016年12月末日)	18,143,786.28	2,029,382,495	92.01	10,291
第7会計年度末 (2017年12月末日)	17,548,031.61	1,962,747,336	90.88	10,165
第8会計年度末 (2018年12月末日)	15,028,502.15	1,680,937,965	84.74	9,478
2018年1月末日	17,694,824.63	1,979,166,135	89.98	10,064
2月末日	18,242,625.94	2,040,437,711	88.73	9,924
3月末日	18,238,056.58	2,039,926,628	88.64	9,914
4月末日	16,977,099.91	1,898,888,625	87.74	9,814
5月末日	16,322,960.06	1,825,723,083	87.36	9,771
6月末日	15,985,384.71	1,787,965,280	86.87	9,716
7月末日	15,773,934.09	1,764,314,528	86.94	9,724
8月末日	15,967,245.49	1,785,936,408	86.70	9,697
9月末日	15,460,505.26	1,729,257,513	86.06	9,626
10月末日	15,037,554.62	1,681,950,484	84.99	9,506
11月末日	14,864,887.03	1,662,637,614	84.29	9,428
12月末日	15,028,502.15	1,680,937,965	84.74	9,478

(注1) 「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.85円、1豪ドル＝78.41円および1ユーロ＝124.38円）によります。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年12月末日)	5,065,419.95	397,179,578	102.61	8,046
第2会計年度末 (2012年12月末日)	6,201,805.87	486,283,598	106.84	8,377
第3会計年度末 (2013年12月末日)	2,809,454.68	220,289,341	98.43	7,718
第4会計年度末 (2014年12月末日)	2,261,276.93	177,306,724	98.84	7,750
第5会計年度末 (2015年12月末日)	28,900,219.64	2,266,066,222	91.51	7,175
第6会計年度末 (2016年12月末日)	26,768,070.94	2,098,884,442	89.04	6,982
第7会計年度末 (2017年12月末日)	16,998,204.52	1,332,829,216	87.00	6,822
第8会計年度末 (2018年12月末日)	12,691,578.76	995,146,691	79.54	6,237
2018年1月末日	16,430,687.35	1,288,330,195	86.04	6,746
2月末日	15,997,989.31	1,254,402,342	84.68	6,640
3月末日	15,940,755.94	1,249,914,673	84.46	6,623
4月末日	15,238,395.11	1,194,842,561	83.44	6,543
5月末日	14,922,142.34	1,170,045,181	82.96	6,505
6月末日	14,571,660.88	1,142,563,930	82.37	6,459
7月末日	14,561,104.07	1,141,736,170	82.31	6,454
8月末日	14,115,842.04	1,106,823,174	81.92	6,423
9月末日	13,779,091.94	1,080,418,599	81.22	6,368
10月末日	13,046,905.80	1,023,007,884	80.06	6,278
11月末日	12,556,725.32	984,572,832	79.29	6,217
12月末日	12,691,578.76	995,146,691	79.54	6,237

＜ユーロ建 ユーロヘッジクラス＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第2会計年度末 (2012年12月末日)	600,690.76	74,713,917	1.0029	125
第3会計年度末 (2013年12月末日)	471,727.97	58,673,525	0.9599	119
第4会計年度末 (2014年12月末日)	291,052.54	36,201,115	1.0059	125
第5会計年度末 (2015年12月末日)	321,223.77	39,953,813	0.9768	121
第6会計年度末 (2016年12月末日)	203,142.17	25,266,823	0.9868	123
第7会計年度末 (2017年12月末日)	203,642.18	25,329,014	0.9892	123
第8会計年度末 (2018年12月末日)	170,304.04	21,182,416	0.9268	115
2018年1月末日	201,840.03	25,104,863	0.9805	122
2月末日	237,984.50	29,600,512	0.9680	120
3月末日	237,766.28	29,573,370	0.9671	120
4月末日	235,555.57	29,298,402	0.9581	119
5月末日	234,523.09	29,169,982	0.9539	119
6月末日	206,824.75	25,724,862	0.9489	118
7月末日	180,515.52	22,452,520	0.9503	118
8月末日	180,030.58	22,392,204	0.9477	118
9月末日	172,986.92	21,516,113	0.9414	117
10月末日	170,759.13	21,239,021	0.9293	116
11月末日	169,388.70	21,068,567	0.9218	115
12月末日	170,304.04	21,182,416	0.9268	115

(2) 分配の推移

下記会計年度および第8会計年度中における1口当たりの課税前分配金の推移は、以下のとおりです。

＜米ドル建 米ドルヘッジクラス＞

	米ドル	円
第1会計年度 (2010年11月19日～ 2011年12月末日)	3.30	369
第2会計年度 (2012年1月1日～ 2012年12月末日)	3.60	403
第3会計年度 (2013年1月1日～ 2013年12月末日)	3.60	403
第4会計年度 (2014年1月1日～ 2014年12月末日)	3.60	403
第5会計年度 (2015年1月1日～ 2015年12月末日)	3.60	403
第6会計年度 (2016年1月1日～ 2016年12月末日)	3.60	403
第7会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月末日)	3.60	403
第8会計年度 (2018年1月1日～ 2018年12月末日)	3.60	403
2018年1月	0.30	34
2月	0.30	34
3月	0.30	34
4月	0.30	34
5月	0.30	34
6月	0.30	34
7月	0.30	34
8月	0.30	34
9月	0.30	34
10月	0.30	34
11月	0.30	34
12月	0.30	34

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	豪ドル	円
第1会計年度 (2010年11月19日～ 2011年12月末日)	6.60	518
第2会計年度 (2012年1月1日～ 2012年12月末日)	7.20	565
第3会計年度 (2013年1月1日～ 2013年12月末日)	7.20	565
第4会計年度 (2014年1月1日～ 2014年12月末日)	7.20	565
第5会計年度 (2015年1月1日～ 2015年12月末日)	7.20	565
第6会計年度 (2016年1月1日～ 2016年12月末日)	6.20	486
第7会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月末日)	4.80	376
第8会計年度 (2018年1月1日～ 2018年12月末日)	4.80	376
2018年1月	0.40	31
2月	0.40	31
3月	0.40	31
4月	0.40	31
5月	0.40	31
6月	0.40	31
7月	0.40	31
8月	0.40	31
9月	0.40	31
10月	0.40	31
11月	0.40	31
12月	0.40	31

＜ユーロ建 ユーロヘッジクラス＞

	ユーロ	円
第2会計年度 (2012年10月19日～ 2012年12月末日)	0.0000	0.00
第3会計年度 (2013年1月1日～ 2013年12月末日)	0.0060	0.75
第4会計年度 (2014年1月1日～ 2014年12月末日)	0.0060	0.75
第5会計年度 (2015年1月1日～ 2015年12月末日)	0.0060	0.75
第6会計年度 (2016年1月1日～ 2016年12月末日)	0.0060	0.75
第7会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月末日)	0.0060	0.75
第8会計年度 (2018年1月1日～ 2018年12月末日)	0.0060	0.75
2018年1月	0.0005	0.06
2月	0.0005	0.06
3月	0.0005	0.06
4月	0.0005	0.06
5月	0.0005	0.06
6月	0.0005	0.06
7月	0.0005	0.06
8月	0.0005	0.06
9月	0.0005	0.06
10月	0.0005	0.06
11月	0.0005	0.06
12月	0.0005	0.06

(3) 販売および買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

＜米ドル建 米ドルヘッジクラス＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	114,529 (114,529)	16,015 (16,015)	98,514 (98,514)
第2会計年度	154,205 (154,205)	108,176 (108,176)	144,543 (144,543)
第3会計年度	19,954 (19,954)	88,256 (88,256)	76,241 (76,241)
第4会計年度	26,462 (26,462)	28,387 (28,387)	74,316 (74,316)
第5会計年度	171,149 (171,149)	47,853 (47,853)	197,612 (197,612)
第6会計年度	78,138 (78,138)	78,567 (78,567)	197,183 (197,183)
第7会計年度	61,165 (61,165)	65,248 (65,248)	193,100 (193,100)
第8会計年度	28,204 (28,204)	43,959 (43,959)	177,345 (177,345)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数および第2会計年度のユーロ建 ユーロヘッジクラスの販売口数には、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	63,826 (63,826)	14,460 (14,460)	49,366 (49,366)
第2会計年度	66,709 (66,709)	58,028 (58,028)	58,047 (58,047)
第3会計年度	11,755 (11,755)	41,260 (41,260)	28,542 (28,542)
第4会計年度	25,480 (25,480)	31,145 (31,145)	22,877 (22,877)
第5会計年度	307,951 (307,951)	15,025 (15,025)	315,803 (315,803)
第6会計年度	138,596 (138,596)	153,763 (153,763)	300,636 (300,636)
第7会計年度	21,190 (21,190)	126,453 (126,453)	195,373 (195,373)
第8会計年度	12,230 (12,230)	48,045 (48,045)	159,558 (159,558)

＜ユーロ建 ユーロヘッジクラス＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度	598,950 (598,950)	0 (0)	598,950 (598,950)
第3会計年度	197,910 (197,910)	305,410 (305,410)	491,450 (491,450)
第4会計年度	27,900 (27,900)	230,000 (230,000)	289,350 (289,350)
第5会計年度	122,660 (122,660)	83,150 (83,150)	328,860 (328,860)
第6会計年度	0 (0)	123,000 (123,000)	205,860 (205,860)
第7会計年度	0 (0)	0 (0)	205,860 (205,860)
第8会計年度	40,000 (40,000)	62,100 (62,100)	183,760 (183,760)

Ⅲ. 純資産額計算書

(2018年12月末日現在)

I 資産総額		24,614,873米ドル	2,753,173,545円
II 負債総額		436,085米ドル	48,776,107円
III 純資産価額 (I－II)		24,178,788米ドル	2,704,397,438円
IV 発行済口数	米ドル建 米ドルヘッジクラス	177,345口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	159,558口	
	ユーロ建 ユーロヘッジクラス	183,760口	
V 1口当たり純資産価格	米ドル建 米ドルヘッジクラス	84.80米ドル	9,485円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	79.60豪ドル	6,241円
	ユーロ建 ユーロヘッジクラス	0.9272ユーロ	115円

(注) 上記の表における各数値は、サブ・ファンドの財務書類に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「Ⅳ. ファンドの経理状況 (2) 損益計算書 財務書類に対する注記」をご参照ください。

IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年4月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.85円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の報告書

外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクションの受託会社としてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）の2018年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライトについて監査を実施した。これらの財務書類および財務ハイライトを以下、総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の立案、実施および維持することが含まれる。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断によって選定される。我々は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、我々はかかる意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上記財務書類が、外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクションの2018年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトを、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2019年6月6日



Report of Independent Auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection (the "Fund"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of December 31, 2018, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Gaikadate World Investment Grade Bond Open Currency Selection as of December 31, 2018, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

A handwritten signature in black ink that reads "PricewaterhouseCoopers".

June 6, 2019

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

(1) 貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラスト外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2018年12月31日現在

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（取得原価：25,259,536米ドル）	24,072,983	2,692,563
現金	539,345	60,326
外国為替予約取引に係る未実現評価利益	1,299	145
未収金：		
投資有価証券売却	1,246	139
資産合計	24,614,873	2,753,174
負債		
当座借越	73	8
外国為替予約取引に係る未実現評価損失	180,537	20,193
未払金：		
決済済為替予約取引	91,235	10,205
専門家報酬	58,891	6,587
販売報酬	28,989	3,242
印刷費	27,474	3,073
投資顧問報酬	23,536	2,633
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	12,635	1,413
保管報酬	4,498	503
代行協会員報酬	3,220	360
受託報酬	2,520	282
管理報酬	2,477	277
負債合計	436,085	48,776
純資産	24,178,788	2,704,397

純資産

豪ドル建	豪ドルヘッジクラス	8,945,402	1,000,543
ユーロ建	ユーロヘッジクラス	195,221	21,835
米ドル建	米ドルヘッジクラス	15,038,165	1,682,019
		<u>24,178,788</u>	<u>2,704,397</u>

発行済受益証券口数

豪ドル建	豪ドルヘッジクラス	159,558 口
ユーロ建	ユーロヘッジクラス	183,760 口
米ドル建	米ドルヘッジクラス	177,345 口

受益証券1口当たり純資産価格

豪ドル建	豪ドルヘッジクラス	56.06	6,270 円
ユーロ建	ユーロヘッジクラス	1.0624	119 円
米ドル建	米ドルヘッジクラス	84.80	9,485 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2018年12月31日終了年度

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
費用		
販売報酬	125,238	14,008
投資顧問報酬	104,810	11,723
専門家報酬	64,579	7,223
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	52,408	5,862
印刷費	39,093	4,373
保管報酬	16,346	1,828
代行協会員報酬	13,914	1,556
管理報酬	11,032	1,234
受託報酬	10,296	1,152
登録手数料	1,684	188
費用合計	439,400	49,147
投資純損失	(439,400)	(49,147)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	(384,624)	(43,020)
投資先ファンドからの実現利益分配	1,035,016	115,767
外国通貨取引および外国為替予約取引	(722,490)	(80,811)
実現純損失	(72,098)	(8,064)
未実現評価利益（損失）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(1,046,563)	(117,058)
外国通貨取引および外国為替予約取引	(410,840)	(45,952)
未実現評価損失の純変動	(1,457,403)	(163,011)
実現および未実現評価損失（純額）	(1,529,501)	(171,075)
運用による純資産の純減少	(1,968,901)	(220,222)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2018年12月31日終了年度

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(439, 400)	(49, 147)
実現純損失	(72, 098)	(8, 064)
未実現評価損失の純変動	(1, 457, 403)	(163, 011)
運用による純資産の純減少	(1, 968, 901)	(220, 222)
受益者への分配	(1, 314, 239)	(146, 998)
サブ・ファンドの受益証券取引による純資産の純減少	(3, 593, 292)	(401, 910)
純資産の純減少	(6, 876, 432)	(769, 129)
純資産		
期首	31, 055, 220	3, 473, 526
期末	24, 178, 788	2, 704, 397

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2018年12月31日終了年度

(米ドルで表示)

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		ユーロ建 ユーロ ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	12,230	口	40,000	口
買戻し	(48,045)	口	(62,100)	口
受益証券口数の純変動	(35,815)	口	(22,100)	口
金額				
発行	756,332	米ドル	84,596	千円
買戻し	(2,974,461)	米ドル	(332,693)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による 純減少	(2,218,129)	米ドル	(248,098)	千円
	米ドル建 米ドル ヘッジクラス			
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	28,204	口		
買戻し	(43,959)	口		
受益証券口数の純変動	(15,755)	口		
金額				
発行	2,482,699	米ドル	277,690	千円
買戻し	(3,836,648)	米ドル	(429,129)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による 純減少	(1,353,949)	米ドル	(151,439)	千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト

2018年12月31日終了年度

(米ドルで表示)

受益証券 1 口当たり主要データ

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス		ユーロ建 ユーロ ヘッジクラス ⁽²⁾	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首受益証券 1 口当たり純資産価格	67.88	7,592	1.1869	133
投資純損失 [±]	(0.99)	(111)	(0.0177)	(2)
投資対象に係る実現および未実現評価損失 (純額)	(7.24)	(810)	(0.0997)	(11)
投資運用による損失合計	(8.23)	(921)	(0.1174)	(13)
受益者への分配	(3.59)	(402)	(0.0071)	(1)
期末受益証券 1 口当たり純資産価格	56.06	6,270	1.0624	119
トータル・リターン ⁽¹⁾	(12.47) %		(10.36) %	
期末純資産：	8,945,402	1,000,543,214	195,221	21,835,469
平均純資産に対する費用の比率	1.60 %		1.56 %	
平均純資産に対する投資純利益の比率	(1.60) %		(1.56) %	
	米ドル建 米ドル ヘッジクラス			
	米ドル	日本円		
期首受益証券 1 口当たり純資産価格	90.88	10,165		
投資純損失 [±]	(1.38)	(154)		
投資対象に係る実現および未実現評価損失 (純額)	(1.10)	(123)		
投資運用による損失合計	(2.48)	(277)		
受益者への分配	(3.60)	(403)		
期末受益証券 1 口当たり純資産価格	84.80	9,485		
トータル・リターン ⁽¹⁾	(2.75) %			
期末純資産：	15,038,165	1,682,018,755		
平均純資産に対する費用の比率	1.59 %			
平均純資産に対する投資純利益の比率	(1.59) %			

± 当年度の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

(1) トータル・リターンは、再投資された分配金の影響を踏まえたものである。

(2) 注記 2 に記載の通り、ユーロ建 ユーロヘッジクラスの受益証券 1 口当たり純資産価格は、小数第 4 位未満を端数処理して計算される。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2018年12月31日終了年度

1. 組織

外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年10月26日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。現在、管理会社によって、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、ユーロ建 ユーロヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの3クラスの受益証券の募集が行われている。

サブ・ファンドの主たる投資目的は、日本を除く世界の投資適格の信用格付（BBB格相当以上）を有する社債およびソブリン債に主として投資を行うコクサイ・トラストのサブ・ファンドであるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの米ドルヘッジクラス(F)（以下「投資先ファンド」という。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、日本企業が日本国外において円以外の通貨建で発行した社債へ投資することがある。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドル（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）である。受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを設定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は豪ドルであり、ユーロ建 ユーロヘッジクラスではユーロ、米ドル建 米ドルヘッジクラスでは米ドルである。2018年12月31日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよびユーロ建 ユーロヘッジクラスの運用通貨建での1口当たり純資産価格は、それぞれ79.60豪ドルおよび0.9272ユーロであった。

サブ・ファンドの各クラスは、投資先ファンドへの投資を通じて、主として世界の投資適格債に投資する。

サブ・ファンドはASC 946の指針の解釈上、投資会社の定義に該当する。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2018年1月1日からサブ・ファンドの会計年度末である2018年12月31日までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、(1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

ユーロ建 ユーロヘッジクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）により、各営業日の営業終了時点において小数第4位未満を四捨五入して計算される。ユーロ建 ユーロヘッジクラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第2位未満を四捨五入して計算される。

公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. G A A Pに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。た

だし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2018年12月31日現在、投資先ファンドに対する投資は純資産価格で評価され、デリバティブはレベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、その投資信託およびデリバティブへの投資を評価するために「マーケット・アプローチ」という評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って1株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、U. S. G A A Pに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の1株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の1株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整（「実務的な方法」）は行わない。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的な方法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「O T C」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いてO T Cデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）を評価する。評価モデルが使用される場合、O T Cデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのO T Cデリバティブのうち、流動性が低いまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いO T Cデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、2018年12月31日現在の評価ヒエラルキー内の項目およびレベルごとの資産負債計算書に計上された金融商品を示している。*

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他 の観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不 能なインプッ ト (レベル3)	純資産価格で 評価した投資 額	2018年12月31日 現在の公正価値
投資対象*	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
投資先ファンドへの投資					
コクサイ・トラストのサブ・ファンド であるワールド・インベストメント・ グレード・ボンド・ファンドー米ドル ヘッジクラス(F)	—	—	—	24,072,983	24,072,983
投資先ファンドへの投資合計	—	—	—	24,072,983	24,072,983
金融デリバティブ商品**					
資産					
外国為替予約取引に係る未実現評価益	—	1,299	—	—	1,299
負債					
外国為替予約取引に係る未実現評価損	—	(180,537)	—	—	(180,537)

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

**外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2018年12月31日終了年度中に、レベル間での移動はなかった。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは年度末に各レベルから移動した投資対象について説明する。

2018年12月31日現在、レベル3の評価をされた有価証券はなかった。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき計上される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取配当金は、分配日時点の比例配分に基づいてクラスに配分される。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬ならびにサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月15日に、各クラスについて分配を宣言することができる。分配は、サブ・ファンドの純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から行われる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2018年12月31日に終了した年度中に宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	639, 287
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	1, 491
米ドル建 米ドルヘッジクラス	673, 461
合計	1, 314, 239

(E) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替予約レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2018年12月31日現在の外国為替予約取引は投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2018年12月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク* (米ドル)
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 1,299
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (180,537)

*総評価額は、資産負債計算書中の未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価益（評価損）で表示されている。

2018年12月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)
運用の結果として認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
外国為替予約取引に係る純実現損失	\$ (721,812)
運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価損の純変動	\$ (410,825)

2018年12月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の月間平均想定元本は、以下のとおりであった。

サブ・ファンド・レベル*	\$ 57,754**
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 11,347,917
ユーロ建 ユーロヘッジクラス	\$ 241,511

* 全てのクラスのために保有された外国為替予約取引

**外国為替予約取引は、当年度のうち5か月間保有された。

サブ・ファンドは、一定の取引相手方との間で随時締結される、店頭デリバティブおよび外国為替契約を管理する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネットィング契約の当事者である。マスター・ネットィング契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表で表示される。サブ・ファンドが差し入れた非現金の担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表で特定される。2018年12月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の基準値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれの場合も、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。サブ・ファンドの一または複数の取引相手方による早期終了を選択する決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2018年12月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2018年12月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの設立

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド（以下「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」という。）は、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託として2009年9月2日に設立されたコクサイ・トラストの2つ目のサブ・ファンドである。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「投資先ファンドの受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、2010年4月19日付で運用を開始した。

インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、注記3において投資先ファンドの受託会社と呼ばれるが、これは注記1に定義されるファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別するための手段に過ぎない。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、三菱UFJ国際投信株式会社によって設立された日本の投資信託のために設立された。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島政府から課税免除認可書を取得している。コクサイ・トラストおよびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益証券のいずれも、1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、またその予定もない。またコクサイ・トラストは、1940年米国投資会社法に基づいて登録されておらず、またその予定もない。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、7クラスの受益証券が投資者に対して募集されている。米ドルヘッジクラス(F)を除く各クラスは、日本円で募集される。米ドルヘッジクラス(F)は、米ドルで募集される。米ドルヘッジクラス(F)を除く各クラスは、各クラスの通貨について、対米ドルでヘッジが行われている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドル（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを設定することができる。受益証券の申込みおよび買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、中国元クラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラスおよび米ドルクラスの運用通貨は日本円であり、米ドルヘッジクラス(F)では米ドルである。2018年12月31日現在、豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、中国元クラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラスおよび米ドルクラスの運用通貨建の1口当たり純資産価格は、それぞれ0.7334円、0.4478円、1.0332円、0.6908円、0.7773円および1.0415円であった。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資目的は、主として世界の投資適格債および政府債に投資し、米ドル以外の通貨のエクスポージャーはヘッジすることにより、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。米ドルの通貨エクスポージャーは、各クラスの通貨に対するヘッジが行われる。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、米ドルヘッジクラス(F)について、ヘッジを行わない。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、投資会社であり、したがって、米国財務会計基準審議会（FASB）会計基準コーディフィケーション・トピック946「金融サービス-投資会社」の投資会社に係る会計および報告に関する指針に従う。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの財務書類は、2018年1月1日から、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの会計年度末である2018年12月31日までの期間を反映している。以下は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U.S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金

額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な許可の下、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産価額は、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎「営業日」（ニューヨーク証券取引所ならびにニューヨーク市および日本の銀行が営業を行っている日）および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「決算日」という。）に計算される。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建てで算出される米ドルヘッジクラス(F)を除き、日本円建てで計算され、米ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはロンドン株式市場の休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第6位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直前に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限に従い、投資顧問会社の助力を得て、管理事務代行会社により誠実に決定された公正価値で評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、管理事務代行会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建

有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手不可でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手不可でないとみなされる。投資先ファンドの受託会社は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券および資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示で行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの方針は、純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、投資先ファンドの受託会社またはその指示で行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは保証できない。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。

- ・レベル3ー公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用され、市場参加者が評価の決定に用いる想定（リスクの想定を含む。）を幅広く参照する。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

投資有価証券は、活発な市場における公表価格に基づいて評価されているため、一定の金融市場証券を含め、レベル1に分類される。投資先ファンドの受託会社は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが当該商品について大きなポジションを有し、売却によって公表価格に相当の影響を与える可能性がある状況においても、公表価格の調整を行わない。

活発であるとみなされない市場において取引されるが、公表市場価格、ディーラー相場、または観察可能なインプットに裏付けられた代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。これには、投資適格社債およびソブリン債が含まれる。レベル2の投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限付きのポジションが含まれるため、その評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく、一般的には入手可能な市場情報に基づいて、調整されることがある。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

投資先ファンドの受託会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いてOTCデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）を評価する。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡のような一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、2018年12月31日現在の評価ヒエラルキー内の項目およびレベルごとの資産負債計算書に計上された金融商品を示している。*

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2018年12月31日 現在の公正価値
投資*	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
債務証券：				
オーストラリア	—	2,796,391	—	2,796,391
オーストリア	—	139,584	—	139,584
ベルギー	—	389,657	—	389,657
カナダ	—	4,791,995	—	4,791,995
フィンランド	—	124,865	—	124,865
フランス	—	9,000,667	—	9,000,667
ドイツ	—	1,603,286	—	1,603,286
香港	—	111,589	—	111,589
アイルランド	—	2,748,478	—	2,748,478
イタリア	—	1,441,367	—	1,441,367
ジャージー	—	1,113,486	—	1,113,486
ルクセンブルグ	—	1,394,191	—	1,394,191
オランダ	—	5,195,446	—	5,195,446
ポルトガル	—	467,569	—	467,569
スペイン	—	3,349,784	—	3,349,784
スウェーデン	—	903,340	—	903,340
スイス	—	2,443,639	—	2,443,639
英国	—	9,987,144	—	9,987,144
アメリカ合衆国	—	51,674,238	—	51,674,238
短期証券				
定期預金	1,370,205	—	—	1,370,205
投資有価証券合計	1,370,205	99,676,716	—	101,046,921
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	—	1,564,503	—	1,564,503
先物契約	527	—	—	527
負債				
外国為替予約取引	—	(295,651)	—	(295,651)
先物契約	(193,025)	—	—	(193,025)

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引および先物契約等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2018年12月31日に終了した年度中に、レベル間で移動はなかった。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは年度末に各レベルから移動した投資対象について説明する。

2018年12月31日現在、レベル3の評価をされた有価証券はなかった。

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は取引日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。ディスカントの増価およびプレミアムの償却で調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券の利息収入は認識されない。その他の収入は定期預金の受取利息を含む場合がある。

(D) 費用

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、次の費用を含むがこれらに限定されない、運営費用を負担することがある。すなわち、弁護士報酬、英文目論見書の作成と配布費用を含む受益証券の継続募集関連費用、印刷および郵便費用、届出報酬および費用、会計、監査および納税準備費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および特別費用（もしあれば）、支払利息（買戻契約およびワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによる借入れによる利息を含む。）、保管報酬、管理事務代行報酬、投資先ファンドの受託会社の報酬、リスク計算サービス手数料、銀行手数料、ブローカー手数料（オプション取引を含む。）、スプレッド、有価証券のマークアップ、スワップおよび為替予約、ショートポジションにかかる支払配当、通貨ヘッジ費用、ならびにその他の投資および運営費用である。

(E) 分配方針

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、米ドルヘッジクラス(F)に関して、2010年4月16日付のサブ・ファンドにかかる決議および2010年11月18日付のサブ・ファンドにかかる決議における承認に従って、分配（現金または現物を問わない。）の支払を各クラスについて宣言および手配する。分配は、(1) 純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出されるプラスの合計金額、ならびに(2) 有価証券ポートフォリオの利回りに基づく理論上の見積収益からファンド費用と通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額、すなわち、それぞれのクラスの純資産総額にポートフォリオ利回りを乗じて算出される金額、のいずれか大きい額で考慮される。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、各クラスの受益者に対して、月次で管理事務代行会社によって上記の方法で決定されたいずれか大きい金額の分配を宣言し、再投資を行う。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社がある単独の裁量によって決定するその他の日（以下「記録日」という。）に当月の分配を宣言し、通常、当月の10日目の暦日より前（営業日でない場合もしくはロンドンの銀行またはロンドンの証券取引所が休業日の場合には翌営業日）かまたは、投

資先ファンドの受託会社がその単独の裁量によって決定したその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、受益証券は、該当分配日に発行される。

2018年12月31日に終了した年度中に宣言され、再投資された分配金は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
豪ドルクラス	128, 103
ブラジル・リアルクラス	455, 166
中国元クラス	36, 035
インドネシア・ルピアクラス	303, 167
日本円クラス	1, 373, 945
米ドルクラス	162, 103
米ドルヘッジクラス (F)	1, 035, 016
合計	3, 493, 535

(F) ソブリン債

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、主に新興国を含むソブリン債発行体が発行または保証するソブリン債証券に投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(G) 現金および外国通貨

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(H) 定期預金

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。2014年6月の欧州中央銀行による預金金利の引下げにより、ユーロ建の短期投資の利率は0%を下回ることがある。欧州および日本の中央銀行による預金金利の引下げにより、ユーロ建および円建の短期投資の利率は0%を下回ることがある。

(I) 外国為替予約取引

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2018年12月31日現在の外国為替予約取引は投資有価証券明細表に記載されている。

(J) 先物契約

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、先物契約を締結することがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、有価証券市場に対するエクスポージャーまたは金利変動および通貨価値変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物契約を締結することがある。先物契約の利用に関連する主たるリスクは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相関関係、市場の流動性が低い可能性、および取引相手方が債務不履行に陥る可

能性である。先物契約は、日々の公表決済価格に基づいて評価される。先物契約の締結に際し、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、先物ブローカーに現金または米国政府および政府機関債を預託することを要する。先物契約は日々値洗いされ、評価額の変動（「変動マージン」）による未払金または未収金は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって適切に計上される。損益は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現されたとみなされない。先物契約は、資産負債計算書に開示される変動マージンを上回る、様々な程度の、損失リスクを伴う。2018年12月31日現在の先物契約は投資有価証券明細表に記載されている。

(K) デリバティブ商品

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、先物契約および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引および先物契約で構成されていた。

2018年12月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク* (米ドル)	金利リスク (米ドル)	合計
デリバティブ資産			
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 1,564,503	\$ —	1,564,503
先物契約に係る未実現評価益**	—	527	527
	\$ 1,564,503	\$ 527	1,565,030
デリバティブ負債			
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）	\$ (295,651)	\$ —	(295,651)
先物契約に係る未実現（評価損）**	—	(193,025)	(193,025)
	\$ (295,651)	\$ (193,025)	(488,676)

* 総評価額は、資産負債計算書中の未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価益または未実現評価損の勘定科目で表示されている。

** デリバティブ商品の公正価値は、投資有価証券明細表で報告されている先物契約の累積評価益または評価損を含む。資産負債計算書内では現在の変動証拠金のみ報告されている。

2018年12月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)	金利リスク (米ドル)	合計
運用の結果として認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）			
外国為替予約取引に係る純実現利益	\$ 265,297	\$ —	265,297
先物契約に係る純実現利益	—	164,908	164,908
	\$ 265,297	\$ 164,908	430,205
運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動			
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	2,267,420	\$ —	2,267,420
先物契約に係る未実現（評価損）の純変動	\$ —	(267,355)	(267,355)
	2,267,420	(267,355)	2,000,065

2018年12月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の月間平均想定元本は、おおよそ以下の通りであった。

ファンド・レベル*	\$	68, 109, 801
クラスA－豪ドルクラス	\$	3, 488, 141
クラスB－ブラジル・リアルクラス	\$	6, 181, 709
クラスC－中国元クラス	\$	605, 462
クラスD－インドネシア・ルピアクラス	\$	3, 465, 494
クラスE－日本円クラス	\$	75, 927, 380

*全てのクラスのために保有された外国為替予約取引

2018年12月31日に終了した年度における未決済の先物契約の月間平均想定元本は、約21, 203, 556米ドルであった。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、一定の取引相手方との間で随時締結される、店頭デリバティブおよび外国為替契約を管理する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネットティング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

先物は取引所または清算機関で取引または清算される。一般的に取引所取引または清算取引は、店頭取引よりもファンドへの取引相手方のリスクが少ない。取引所または清算機関は、契約上、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドとブローカーの間に介在するため、信用リスクは、一般的に取引所または清算機関および清算機関の会員の不履行に限られる。取引所取引および清算取引のためにワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが差し出した証券（もしあれば）は、投資有価証券明細表で特定される。

担保要件は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター・ネットティング契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表で表示される。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドが差し入れた担保（もしあれば）は、保管会社によって分別され、投資有価証券明細表で特定される。2018年12月31日現在、担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドに適用ある終了事由は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の基準値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信

用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれの場合も、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの一または複数の取引相手方による早期終了を選択する決定は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を及ぼす可能性がある。

(L) 受益証券

2018年12月31日現在、すべての発行済受益証券は、三菱UFJ国際投信株式会社が設立した二つの関連会社（受益者）の名義で保有されている。当該二受益者は、純資産に対して100%の持分を保有している。

現在、豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、中国元クラス、インドネシア・ルピアクラス、円クラス、米ドルクラスおよび米ドルヘッジクラス(F)の7クラスの受益証券が、投資者に募集されている。

投資先ファンドの受託会社は、現在の受益者の合意を得ることなく、異なる募集または機能通貨による新規のサブ・ファンドおよび／またはクラスを設定することができる。

受益証券の申込み

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除く各営業日またはワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの裁量により決定されたその他の時刻を「申込日」とする受益証券の申込みを受諾する。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶することができる。各クラスの受益証券1口当たりの最低発行価格は1.0000円である。ただし、受益証券1口当たりの最低発行価格が0.01米ドルである米ドルヘッジクラス(F)を除く。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶する権利を有する。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの各投資者は、各クラスについて、最低当初発行金額は10,000,000円（または、100,000米ドル相当の日本円）である。ただし、最低当初発行金額が100,000米ドルである米ドルヘッジクラス(F)を除く。前述の最低継続発行金額は、各クラスの受益証券に適用される。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、最低当初金額は100,000米ドルを下回らないことを条件として、その単独裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。

受益証券は、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドによって募集される。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドは、受益証券の販売から手数料またはその他の代償を受領しない。

受益証券は、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除く各営業日に、各クラスの受益証券1口当たり1.0000円を当初価格として継続的に募集される。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒絶することができる。ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの各投資者の最低当初発行金額は、各円建クラスについて、10,000,000円であり、米ドルヘッジクラス(F)については100,000米ドル

4. 受益証券

2018年12月31日現在、サブ・ファンドによって発行されたすべての受益証券は、純資産に対して100%の持分を保有する1名の受益者名義で保有されている。

(A) 受益証券の申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から4営業日目に保管会社により受領されなければならない。受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、マネー・ロンダリング防止法（随時改正される。）、テロ防止法（随時改正される。）、ケイマン諸島刑事訴訟法（随時改正される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

当初申込期間の後、発行価格の3.0%（税別）を上限とする申込手数料が課され、日本における販売会社により留保されることがある。

(B) 受益証券買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日（同日を含む）から4営業日目に行われるかまたは関

係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる債務証券に対する集中によって一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 為替リスク

投資先ファンド

投資先資産の米ドル建以外の通貨エクスポージャーは、米ドルにヘッジされ、米ドル金利が投資先資産の米ドル以外の通貨建の金利より低い場合、投資先ファンドがヘッジ・コストを負担する。完全に為替リスクを排除することはできない。

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の組入資産について、当該投資信託証券において原則として対米ドルで為替取引を行い、原資産通貨と米ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。米ドル金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、同クラスにおいて原則として米ドルは豪ドルヘッジクラスにおいて対豪ドルで為替取引が行われ、米ドルと豪ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

ユーロ建 ユーロヘッジクラス

サブ・ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドルについて為替取引が行われており、同クラスにおいて原則として米ドルはユーロヘッジクラスにおいて対ユーロで為替取引を行い、原資産通貨とユーロとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、ユーロ金利が米ドル金利より低い場合、ユーロと米ドルとの金利差相当分の為替取引コストが投資者にかかることに留意されたい。

(B) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券

価格の変動は、デュレーション（デュレーションとは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいくほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。）が長いほど大きくなる。

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(C) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低いか、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(D) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(E) カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間でマスター・ネットティング契約を締結することにより、カウンター・パーティーに対する信用リスクへのエクスポージャーを低減させることを目指している。サブ・ファンドは、マスター・ネットティング契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用度が特定の水準を超えて悪化した場合には、当該契約に基づいて行われた

すべての取引を終了させる権利が付与される。マスター・ネットリング契約は、一方の当事者が債務不履行になった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了し、各取引において支払うべき金額の正味金額を一方の当事者が他方の当事者に支払うことによって当該取引を終了させる権利を各当事者に付与する。

サブ・ファンドが、店頭デリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクから被る損失リスクの最大値は、概ね、未実現評価益とカウンター・パーティー未払金の累計のうち、カウンター・パーティーからサブ・ファンドに差入れられた担保額を上回る部分である。サブ・ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンター・パーティーの利益ために、特定の最低移転規定に従って、各カウンター・パーティーの未決済デリバティブ契約にかかる未実現評価益を上回る担保の差入れを要求されることがあり、このような担保（もしあれば）が差入れられた場合には、投資有価証券明細表に記載される。

(F) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにこれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(G) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(H) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(I) 外国為替予約取引

為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスクーデリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクー一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、リターン強化のために外国為替予約取引を利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも広範囲に上述のリスクにさらされることがある。

6. 保証および補償

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、その他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来のサブ・ファンドに対する申立てが含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく過去の申立てまたは損失を被っていない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改正済）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会一會計基準編纂書740）は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、

関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2018年12月31日現在、調査対象となる課税年度は、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄によって異なり、また期限にかかる法令に基づき、2010年（運用開始日）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年（運用開始日）から2018年12月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、5億米ドルまでの部分について年率0.05%（ファンド会計事務：0.04%、名義書換事務代行：0.01%）、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%（ファンド会計事務：0.03%、名義書換事務代行：0.01%）、10億米ドル超の部分について年率0.03%（ファンド会計事務：0.02%、名義書換事務代行：0.01%）の料率による報酬を受領する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルのファンド会計事務に係る最低報酬も受領する。2018年12月31日に終了した年度中に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2018年12月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結した。当該契約は、保管会社が、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領することについて規定している。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。2018年12月31日に終了した年度中に、保管会社が稼得した報酬および2018年12月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2018年12月31日に終了した年度中に、受託会社が稼得した報酬および2018年12月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年12月31日に終了した年度中に、投資顧問会社が稼得した報酬および2018年12月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。代行協会員は、日本証券業協会の規則の遵守を確保し、ファンド資料の頒布、純資産価額の公表、および日本においてワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの財務書類を入手できるようにすることについて責任を負う。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年12月31日に終了した年度中に、代行協会員が稼得した報酬および2018年12月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.45%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年12月31日に終了した年度中に、日本における販売会社が稼得した報酬および2018年12月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年12月31日に終了した年度中に、管理会社が稼得した報酬および2018年12月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. 関連当事者間取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーと外国為替予約取引および定期預金を締結することができる。2018年12月31日現在のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとのすべての外国為替予約取引および定期預金は、投資有価証券明細表に開示されている。2018年12月31日に終了した年度中、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの外国為替予約取引において201米ドルの実現純損失があり、これは損益計算書で開示されている。

10. 最近公表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会は、会計基準更新書ＡＳＵ第2017-08号「債権—払戻不能の手数料およびその他の費用（副議題 第310-20号）：購入した期限前償還可能債務証券のプレミアム部分の償却」（以下「本ＡＳＵ」という。）を公表した。これは、プレミアム価格で保有する購入済みの一定の期限前償還可能な債務証券の償却期間を修正し、最も早い償還可能日までの期間に短縮するものである。本ＡＳＵは、ディスカウント価格で保有される債務証券に関して会計処理の変更を要求

するものではなく、かかるディスカウントは満期日までの期間で償却が行われる。本A S Uは、2019年12月15日より後に開始する会計年度および当該会計年度に含まれる中間会計期間に適用される。早期の適用は認められる。

2018年8月28日、財務会計基準審議会は、会計基準更新書A S U第2018-13号「公正価値測定（議題 第820号）：開示の枠組み—公正価値測定に関する開示要件の変更」（以下「A S U第2018-13号」という。）を公表した。A S U第2018-13号は、A S C第820号の開示の目的に関する規定を修正し、(1) 「事業体は、少なくとも、開示しなければならない (an entity shall disclose at a minimum)」という文言から「少なくとも (at a minimum)」を、また(2) 事業体による裁量の適切な行使を促すためのその他の類似の「オープン・エンド」の開示要件を削除するものである。さらに、A S U第2018-13号では、A S C第820号に基づくその他の要件も削除および修正されている。A S U第2018-13号は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および当該会計年度に含まれる中間会計期間について、すべての事業体に適用される。早期の適用は認められる。

経営陣は、A S U第2017-08号およびA S U第2018-13号の適用がサブ・ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすとは予想していない。

11. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表日である2019年6月6日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2019年1月1日から2019年6月6日までに実施された発行金額は、1,308,349米ドルであり、買戻金額は、1,601,275米ドルであった。同期間に実施された分配金額は、489,260米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるべきその他の後発事象はない。

(3) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト外貨建 世界投資適格債オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2018年12月31日現在

(米ドルで表示)

投資先ファンドへの投資－99.6%	受益証券口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) ー米ドルヘッジクラス(F)	2,760,491,075	99.6%	\$ 24,072,983
投資先ファンドへの投資合計 (個別原価25,259,536米ドル)		99.6	\$ 24,072,983
負債を上回る現金およびその他の資産		0.4	105,805
純資産		100.0%	\$ 24,178,788

2018年12月31日現在 サブ・ファンドレベルでの外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価 利益	未実現評価 (損失)	未実現評価 (損) 益 (純額)
JPY	シティバンク エヌ・エイ	2,504,385	01/04/2019	USD	22,359	\$ 493	\$ —	\$ 493
JPY	シティバンク エヌ・エイ	300,000	01/04/2019	USD	2,678	59	—	59
						\$ 552	\$ —	\$ 552

2018年12月31日現在 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価 利益	未実現評価 (損失)	未実現評価 (損) 益 (純額)
AUD	シティバンク エヌ・エイ	12,629,147	02/01/2019	USD	9,081,869	\$ —	\$ (180,537)	\$ (180,537)
						\$ —	\$ (180,537)	\$ (180,537)

2018年12月31日現在 ユーロ建 ユーロヘッジクラス外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価 利益	未実現評価 (損失)	未実現評価 (損) 益 (純額)
EUR	シティバンク エヌ・エイ	170,598	02/01/2019	USD	195,250	\$ 747	\$ —	\$ 747
						\$ 747	\$ —	\$ 747

2018年12月31日現在、サブ・ファンドは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産の23.34%を保有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過するものは、以下のとおりである。

国債

銘柄	額面	公正価値	サブ・ファンドの 公正価値の持分割合
米国長期国債			
2.750% due on 08/15/47	米ドル 1,090,000	\$ 1,034,162	\$ 241,403
2.750% due on 11/15/47	240,000	227,497	53,104
3.000% due on 5/15/2047	485,000	483,773	112,926
3.000% due on 2/15/2048	843,500	840,453	196,185
3.000% due on 8/15/2048	1,140,000	1,136,573	265,308
3.125% due on 5/15/2048	1,420,000	1,449,453	338,343
米国長期国債合計			\$ 1,207,269

米国中期国債

2.875% due on 11/30/23	870,000	\$	885,104	\$	206,608
3.125% due on 11/15/28	470,000		487,839		113,875
米国中期国債合計				\$	320,483

通貨略称

AUD	豪ドル
EUR	ユーロ
JPY	日本円
USD	米ドル

デリバティブ商品評価額

下表は、潜在的な相殺契約を含むサブ・ファン드의デリバティブ・ポジションの概要である。デリバティブ商品に関する追加情報は、財務書類に対する注記における注記2のデリバティブ商品の項目および注記5のリスク要因の項目を参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産評価額	デリバティブ 負債評価額	受領した 担保*	差入れ 担保*	純額**
店頭デリバティブ 外国為替予約取引						
	シティバンク エヌ・エイ	\$ 1,299	\$ (180,537)	\$ —	\$ —	\$ (179,238)
基本相殺契約対象 デリバティブ合計		\$ 1,299	\$ (180,537)	\$ —	\$ —	\$ (179,238)
資産負債明細表にお ける店頭デリバティ ブ合計		\$ 1,299	\$ (180,537)			

* 実際の担保は、上表において開示されている金額を超過する場合がある。

** 純額は、取引相手方が債務不履行に陥った場合に受領する／（支払う）ことになる未収金／（未払金）を表している。相殺は、同一の法人との間で締結された同一の法的契約に基づく取引について認められる。

注記は、財務書類と不可分のものである。

V. お知らせ

該当事項はありません。